

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	令 和 3 年 (行ヒ) 第 1 7 4 号
決 定 日	令 和 3 年 1 0 月 7 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	深 山 卓 也 山 口 厚 安 浪 亮 介
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所令和2年(行コ)第116号(令和3年2月26日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年10月7日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 赤 木 信 之 (印)